

(4) 農工商等連携促進法に基づく農工商等連携事業計画の状況

(要旨)

ア 農工商等連携事業の認定要件等

「農工商等連携事業の促進に関する基本方針」（平成 20 年 8 月 20 日総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第 1 号。以下「農工商等連携基本方針」という。）では、農工商等連携事業計画の認定要件の一つとして、農林漁業者及び中小企業者の経営改善に係る以下の 2 指標（以下「経営指標」という。）をいずれも満たすことが掲げられている。

① 農林漁業者

i) 付加価値額（営業利益、人件費及び減価償却費の合計）^(注 1)

当該事業者の付加価値額又は従業員一人当たり付加価値額のいずれかについて、計画開始時点と比較して、5 年間の計画の場合、計画期間終了時点である 5 年後までに 5%以上の向上がなされること。計画期間が 3 年間の場合は 3%以上、計画期間が 4 年間の場合は 4%以上の向上がなされること。

ii) 農工商等連携事業計画に係る農林水産物の売上高^(注 2)

当該農工商等連携事業計画における農林水産物の売上高が、計画開始時点と比較して、5 年間の計画の場合、計画期間終了時点である 5 年後までに 5%以上増加すること。計画期間が 3 年間の場合は 3%以上、計画期間が 4 年間の場合は 4%以上増加すること。ただし、従来取り扱っていない新規の作物・家畜等を導入する場合は、事業として成り立つ売上高となること。

② 中小企業者

i) 付加価値額（営業利益、人件費及び減価償却費の合計）^(注 1)

当該事業者の付加価値額又は従業員一人当たり付加価値額のいずれかについて、計画開始時点と比較して、5 年間の計画の場合、計画期間終了時点である 5 年後までに 5%以上の向上がなされること。計画期間が 3 年間の場合は 3%以上、計画期間が 4 年間の場合は 4%以上の向上がなされること。

ii) 総売上高^(注 2)

当該事業者の総売上高について、計画開始時点と比較して、5 年間の計画の場合、計画期間終了時点である 5 年後までに 5%以上増加すること。計画期間が 3 年間の場合は 3%以上、計画期間が 4 年間の場合は 4%以上増加すること。

(注 1) 以下、農林漁業者及び中小企業者の指標「付加価値額（営業利益、人件費及び減価償却費の合計）」を総称して、「付加価値額指標」という。

(注 2) 以下、農林漁業者の指標「農工商等連携事業計画に係る農林水産物の売上高」及び中小企業者の指標「総売上高」を総称して、「総売上高指標」という。

農工商等連携事業者は、農工商等連携事業計画の認定を受けることで、中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）の特例や農業改良資金融通法（昭和 31 年法律第 102 号）の特例など農工商等連携促進法に基づく特例措置を活用するこ

とができるほか、平成 29 年度時点では、農林水産省所管の「6 次産業化ネットワーク活動交付金（整備事業のうち事業者タイプ）」及び経済産業省所管の「ふるさと名物応援事業補助金（低未利用資源活用等農商工等連携支援事業）」(注) を活用することができる。

(注) 支援対象は、農商工等連携事業計画の認定を受けた代表者のうち中小企業者のみであり、平成 30 年度においては、「ふるさと名物応援事業補助金(農商工等連携事業)」となっている。

イ 農商工等連携事業計画の認定件数の推移等

農商工等連携事業計画の認定件数をみると、制度が開始された平成 20 年度以降、29 年度末までに 773 件が認定されている。これを単年度ごとにみると、平成 20 年度には 177 件であったが 29 年度には 41 件にとどまるなど減少傾向にある。

農商工等連携促進法に基づく各種の特例措置の活用状況をみると、平成 29 年度末までの活用件数は 60 件となっている。また、農林水産省所管の「6 次産業化ネットワーク活動交付金（うち整備事業）」(注)及び経済産業省所管の「ふるさと名物応援事業補助金（低未利用資源活用等農商工等連携支援事業）」(注)の活用状況をみると、平成 29 年度末までの活用件数は合計で 1,397 件となっている。

(注) これらの前身となる補助金等を含む。

ウ 農商工等連携事業者への支援等の実施状況

農商工等連携基本方針では、農商工等連携事業計画の認定要件として経営指標が設定されているが、現状では、農林水産省及び経済産業省のいずれにおいても、全ての農商工等連携事業者の経営指標の進捗状況を定期的に把握していない。

なお、中小機構地域本部を中心に、農商工等連携事業計画の案件形成のための支援として相談対応及びブラッシュアップ支援が、認定後に係る支援としてフォローアップ支援が実施されている。中小機構では、当該フォローアップ支援を通じて、i) 四半期に 1 回、農商工等連携事業者のうち代表者（大半が中小企業者）の農商工等連携事業の進捗状況や課題、新商品・サービスの売上高等の情報、ii) 年度末に 1 回、農商工等連携事業者のうち協力の得られた代表者の全体の総売上高（総売上高指標に当たるもの）を把握するとともに、これら情報を経済産業省と共有している。一方、当該情報は農林水産省には共有されていない。

また、実地調査した地方農政局等からは、農商工等連携事業計画に取り組む農林漁業者に関し、十分な支援を実施できているかどうかも含めて情報が不足しているという意見が示されている。

これについて、農林水産省及び経済産業省では、中小機構が把握している農商工等連携事業に係る代表者の新商品・新サービスの売上高が順調に推移することを確認することで、経営指標も連動し順調に推移するものと考えられるとしている。しかし、実地調査結果では農業者及び中小企業者における直近 5 年間の農商工等連携事業の売上高若しくは利益又はその両方の推移の傾向に違いがあることを踏まえると、新商品・新サービスの売上高が順調に推移していることのみを

もって、農商工等連携事業者の経営指標の達成状況を評価することは必ずしも適当ではないと考えられる。

エ 個々の農商工等連携事業者の取組状況等

当省のアンケート調査結果では、農商工等連携事業に取り組む農業者における、今後の農商工等連携事業の方向性等について、「縮小・撤退・連携解消」(注1)としている事業者が24.1% (57/237 事業者) となっている。このうち、その理由(注2)を回答している事業者の44.7% (21/47 事業者) が、連携先の中小企業者との問題を「縮小・撤退・連携解消」の理由であるとしている。

また、当省の実地調査においても、連携先との信頼関係に疑問を持ち、今後連携を解消する予定であるとする農業者がみられる一方、i) 連携先の中小企業者と定期的に情報交換等を行うなど、良好な関係を築いた上で農商工等連携事業を実施しているとする農業者や、ii) 中小機構等による連携先の農業者との意思疎通のサポートを得つつ、農業者と良好な関係を維持しつつ事業を実施しているとする中小企業者もみられた。

なお、実地調査した19 連携体(注3)では、農商工等連携事業計画の共同申請者となっている農業者12 事業者(実地調査で把握できなかった農業者及び中小企業者と農業者が同一である連携体を除く。以下「共同申請者である農業者」という。)のうち10 事業者から、「農商工等連携事業の進捗状況、事業実施上の課題、今後の方向性等について、一緒に対応策を検討し、助言・アドバイスを受けることができる」などの理由により、連携先の中小企業者と専門機関の専門家等との3 者以上の打合せ等を行うことが望ましいとの意見も示されている。

(注1) 「縮小・撤退・連携解消」とは、当省のアンケート調査で、農商工等連携事業者については、「縮小または連携を解消していく方向」又は「すでに連携を解消している」と回答した事業者を合計したものである。

(注2) 「縮小・撤退・連携解消」の理由について、自由記述により回答を求め、当該回答について当省で整理・分類したものである。

(注3) 連携体とは、農商工等連携事業の実施のために有機的に連携する農林漁業者及び中小企業者のことを指す。

オ 農商工等連携事業の効果の発現状況の把握結果

当省のアンケート調査結果により、農商工等連携事業に取り組む農業者における経営指標の達成状況をみると、以下のとおりである。

- ① 当省のアンケート調査結果によれば、経営指標の達成状況は約2割(15.4%)となっている。
- ② また、平成26年度に農林水産省が農商工等連携事業者のうち農林漁業者に対して実施した調査(以下「平成26年度農林水産省調査」という。)及び25年度に経済産業省が全農商工等連携事業者に対して実施した「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律における施策の活用状況

及び効果に関する調査」(以下「平成 25 年度経済産業省調査」という。)においても、経営指標の達成状況は同様の傾向となっている(注)。

(注) これらの調査は、農商工等連携促進法附則第 3 条の規定に基づき、法施行後 5 年のタイミングを捉えて実施されたものであり、定期的に全ての農商工等連携事業者の経営指標の進捗状況を把握しているものではない。

ア 農商工等連携事業計画の認定要件等

(7) 農商工等連携事業計画の認定要件

農商工等連携基本方針では、農商工等連携事業計画の認定を受けるためには、以下の要件を全て満たすことが必要であるとされている。

- ① 農林漁業者と中小企業者(農林漁業以外の事業を行う中小企業者に限る。)とが有機的に連携して実施する事業であること。
- ② 農林漁業者及び中小企業者のそれぞれの経営資源を有効に活用したものであること。
- ③ 新商品の開発、生産若しくは需要の開拓又は新役務の開発、提供若しくは需要の開拓を行うものであること。
- ④ 農林漁業者及び中小企業者において、次の経営指標をいずれも満たすこと。

《農林漁業者》

i) 付加価値額(営業利益、人件費及び減価償却費の合計)

当該事業者の付加価値額又は従業員一人当たり付加価値額のいずれかについて、計画開始時点と比較して、5 年間の計画の場合、計画期間終了時点である 5 年後までに 5%以上の向上がなされること。計画期間が 3 年間の場合は 3%以上、計画期間が 4 年間の場合は 4%以上の向上がなされること。

ii) 農商工等連携事業計画に係る農林水産物の売上高

当該農商工等連携事業計画における農林水産物の売上高が、計画開始時点と比較して、5 年間の計画の場合、計画期間終了時点である 5 年後までに 5%以上増加すること。計画期間が 3 年間の場合は 3%以上、計画期間が 4 年間の場合は 4%以上増加すること。ただし、従来取り扱っていない新規の作物・家畜等を導入する場合は、事業として成り立つ売上高となること。

《中小企業者》

i) 付加価値額(営業利益、人件費及び減価償却費の合計)

当該事業者の付加価値額又は従業員一人当たり付加価値額のいずれかについて、計画開始時点と比較して、5 年間の計画の場合、計画期間終了時点である 5 年後までに 5%以上の向上がなされること。計画期間が 3 年間の場合は 3%以上、計画期間が 4 年間の場合は 4%以上の向上がなされること。

ii) 総売上高

当該事業者の総売上高について、計画開始時点と比較して、5年間の計画の場合、計画期間終了時点である5年後までに5%以上増加すること。計画期間が3年間の場合は3%以上、計画期間が4年間の場合は4%以上増加すること。

- ⑤ 計画期間が5年以内であること（3～5年が望ましい）。

なお、連携体が主務大臣へ農商工等連携事業計画の申請をする際には、「農商工等連携事業計画の認定等に関する命令」（平成20年内閣府・総務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第1号）第2条第1項の規定に基づき、当該農商工等連携事業計画の代表者を定めることとされており、また、当該省令が定める認定申請様式において、代表者ではない事業者を共同申請者とするものとされている。

(イ) 農商工等連携事業計画の認定により受けられる支援措置

農商工等連携事業計画の認定を受けることで、中小企業信用保険法の特例や農業改良資金通法の特例など、農商工等連携促進法に基づく特例措置を活用することができるほか、平成29年度時点では、農林水産省所管の「6次産業化ネットワーク活動交付金（整備事業のうち事業者タイプ）」及び経済産業省所管の「ふるさと名物応援事業補助金（低未利用資源活用等農商工等連携支援事業）」を活用することができる。

(ウ) 農商工等連携事業計画の認定に関する地方公共団体の関与

農商工等連携促進法、農商工等連携基本方針等に基づく、農商工等連携事業計画の認定等に係る都道府県及び市町村の関与は、以下のとおりとなっている。

- ① 農商工等連携促進法第16条第1項では、「国、地方公共団体及び独立行政法人中小企業基盤整備機構は、中小企業又は農林漁業に関する団体と連携しつつ、農商工等連携事業の促進を図るため、中小企業者と農林漁業者との交流又は連携の推進、研修、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする」とされている。
- ② ①を受け、農商工等連携基本方針では、「国は、農商工等連携事業の推進を促進するため、都道府県、独立行政法人中小企業基盤整備機構等の関係機関と幅広く連携して、(中略) 農商工等連携事業の取組の拡大を促進すべく、認定農商工等連携事業等に関する幅広い情報提供等に努めるものとする」とされている。
- ③ 「農商工等連携事業を促進するために行う国及び都道府県の連携の強化について」（平成27年3月11日付け26食産第4390号農林水産省食料産業局産業連携課長、中小企業庁経営支援部創業・新事業促進課長通達）では、国

は、i) 農商工等連携事業者が所在する都道府県関係部署への認定された農商工等連携事業計画の概要の提供、ii) 農商工等連携事業者に対する支援策の実施状況等に係る都道府県関係部署との情報共有、iii) 農商工等連携事業者が、補助金申請を行った場合における関係都道府県への情報提供及び意見聴取、iv) 補助金事業の公募に先立ち、公募要領等に関する情報共有を行うこととされている。

イ 農商工等連携事業計画の認定件数の推移

農商工等連携事業計画の認定件数の推移をみると、図表 4-(4)-①のとおり、制度が開始された平成 20 年度以降、29 年度末までに 773 件が認定されている。近年の傾向をみると、制度開始当初の平成 20 年度には 177 件が認定されているが、29 年度は 41 件の認定にとどまるなど、単年度ごとの認定件数は、減少傾向にある。

図表 4-(4)-① 農商工等連携事業計画の認定件数の推移

(単位：件)

区分	平成 20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
件数 (累計)	177	361	425	482	540	607	653	685	732	773
件数 (年度ごと)	177	184	64	57	58	67	46	32	47	41

(注)1 経済産業省の資料に基づき、当省が作成した。

2 認定を取り消した件数を除く。

農商工等連携事業計画の認定件数が減少傾向にある理由について、実地調査した経済産業局等（内閣府沖縄総合事務局経済産業部を含む。以下同じ。）では、

- i) 制度に関する認知度が低いこと
- ii) 制度を活用しても農林漁業者側のメリットが小さいこと
- iii) 申請時・採択後の手続が煩雑であり、認定要件が厳しいこと
- iv) 管轄する地域には小規模零細な中小企業者、農林漁業者が多く、中小企業者と連携して新たな事業に取り組むことができる者は限られていること
- v) 中小企業者と農林漁業者とでは、経営感覚や事業スピードに相違があることや、農林漁業者はこれまで農業協同組合や漁業協同組合と主に取引しており、中小企業者と直接取引の経験が浅いことから、連携体を構築することが難しい場合があること

等を挙げている。

ウ 農商工等連携事業計画の認定により受けられる支援措置の活用状況

(ア) 農商工等連携促進法に基づく特例措置の活用状況

農商工等連携促進法に基づく特例措置の活用状況をみると、図表 4-(4)-②のとおり、農商工等連携事業者が平成 20 年度以降に特例措置を活用した件数は累計で 60 件であり、29 年度末までの農商工等連携事業計画の認定件数 773 件の 7.8%となっている。

図表 4-(4)-② 主な支援措置の活用状況（農商工等連携促進法に基づく特例措置）

（単位：件、百万円）

区分	平成 20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
①	件数	4	15	7	2	1	5	3	0	0
	金額	40	352	181	26	68	69	102	0	0
②	件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	金額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
③	件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	金額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
④	件数	0	0	5	7	3	0	1	4	2
	金額	0	0	144	490	168	0	65	324	49
⑤	件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	金額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑥	件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	金額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
累計	件数	4	19	31	40	44	49	53	57	59
	金額	40	392	717	1,233	1,469	1,538	1,705	2,029	2,078

(注)1 経済産業省及び株式会社日本政策金融公庫の資料に基づき、当省が作成した。

2 本表の①～⑥の特例措置は以下のとおりである。なお、平成 29 年度末までに廃止されている特例措置は除いている。

- ① 農商工等連携促進法第 8 条の規定に基づく中小企業信用保険法の特例（保証限度額の拡大、補填率の引上げ、保険料率の引下げ）
- ② 農商工等連携促進法第 10 条の規定に基づく食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の特例（事業に必要な資金の借入れに係る債務保証）
- ③ 農商工等連携促進法第 11 条の規定に基づく株式会社日本政策金融公庫法（平成 19 年法律第 57 号）の特例（債務保証）
- ④ 農商工等連携促進法第 12 条の規定に基づく農業改良資金通法の特例（支援対象に中小企業者を追加（農林漁業者が実施する農業改良措置等を支援する取組の場合のみ）、償還期間等の延長）
- ⑤ 農商工等連携促進法第 13 条の規定に基づく林業・木材産業改善資金助成法の特例（支援対象に中小企業者を追加（農林漁業者が実施する農業改良措置等を支援する取組の場合のみ）、償還期間等の延長）
- ⑥ 農商工等連携促進法第 14 条の規定に基づく沿岸漁業改善資金助成法の特例（支援対象に中小企業者を追加（農林漁業者が実施する農業改良措置等を支援する取組の場合のみ）、償還期間等の延長）

(イ) 農工商等連携事業計画の認定により受けられる補助金等の活用状況

a 農林水産省所管の補助金等

農工商等連携事業者は、平成 29 年度までは農林水産省所管の「6 次産業化ネットワーク活動交付金（うち整備事業）」の活用が、30 年度からは「食料産業・6 次産業化交付金（うち加工・直売施設整備事業）」の活用が、それぞれ可能となっている。これら交付金の前身に当たる補助金等も含めた交付実績は、図表 4-(4)-③のとおり、平成 23 年度から 29 年度までの間で 37 件約 10 億円である。

図表 4-(4)-③ 6 次産業化ネットワーク活動交付金（うち整備事業）等の交付実績（農工商等連携事業者のみの実績）

（単位：件、百万円）

区分	平成 23 年度	24 年度	25 年度	26 年度		27 年度	28 年度	29 年度
				当初	補正			
①	件数	15	—	—	—	—	—	—
	金額	339	—	—	—	—	—	—
②	件数	—	2	—	—	—	—	—
	金額	—	2	—	—	—	—	—
③	件数	—	2	—	—	—	—	—
	金額	—	263	—	—	—	—	—
④	件数	—	—	0	—	—	—	—
	金額	—	—	0	—	—	—	—
⑤	件数	—	—	—	1	—	—	—
	金額	—	—	—	9	—	—	—
⑥	件数	—	—	6	2	3	1	2
	金額	—	—	217	9	73	17	18
累計	件数	15	19	25	28	31	32	34
	金額	339	604	821	839	912	929	947
								1,024

(注)1 農林水産省資料に基づき、当省が作成した。なお、「当初」、「補正」の区分がない年度については、当初予算のみ措置されたことを示す。

2 「—」は、当該年度（平成 26 年度は当初又は補正）に措置されていなかったことを示す。

3 本表の①～⑥の事業の名称は以下のとおりである。

- ① 6 次産業化推進整備事業（基金事業）
- ② 6 次産業化推進整備事業
- ③ 6 次産業化推進事業（基金事業）
- ④ 6 次産業化整備支援事業
- ⑤ 6 次産業化ネットワーク活動整備事業
- ⑥ 6 次産業化ネットワーク活動交付金（うち整備事業）

4 ①及び③の基金事業の交付実績については、基金造成年度（平成 23 年度又は 24 年度）に計上している。

b 経済産業省所管の補助金等

農商工等連携事業計画の認定を受けた代表者のうち中小企業者は、平成 29 年度時点で経済産業省所管の「ふるさと名物応援事業補助金（低未利用資源活用等農商工等連携支援事業）」を活用することができる。当該補助金の前身に当たる補助金等も含めた交付実績は、図表 4-(4)-④のとおり、平成 20 年度から 29 年度までの間で 1,360 件約 38 億円となっている。

一方、経済産業省所管の補助金等において、農商工等連携事業計画の認定が要件となっている農林漁業者に対する補助金等はない。

図表 4-(4)-④ 「ふるさと名物応援事業補助金（低未利用資源活用等農商工等連携支援事業）」等の交付実績（農商工等連携事業者のみの実績）

（単位：件、百万円）

区分	平成 20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
①	件数	63	—	—	—	—	—	—	—	—
	金額	230	—	—	—	—	—	—	—	—
②	件数	—	201	293	170	140	—	—	—	—
	金額	—	825	877	523	324	—	—	—	—
③	件数	—	—	—	—	—	109	—	—	—
	金額	—	—	—	—	—	214	—	—	—
④	件数	—	—	—	—	—	—	104	—	—
	金額	—	—	—	—	—	—	215	—	—
⑤	件数	—	—	—	—	—	—	35	181	10
	金額	—	—	—	—	—	—	69	392	13
累 計	件数	63	264	557	727	867	976	1,115	1,296	1,306
	金額	230	1,055	1,932	2,455	2,779	2,993	3,277	3,669	3,682

(注)1 経済産業省資料に基づき、当省が作成した。なお、各年度における「件数」及び「金額」の数値は、「補正予算」が措置されている年度（平成 22、26 及び 27 年度）においては、「当初予算」及び「補正予算」の合計であり、その他の年度においては「当初予算」のみのものである。

2 「—」は、当該年度に措置されていなかったことを示す。

3 本表の①～⑤の事業名は以下のとおり。

- ① 新連携対策補助金（うち農商工等連携対策支援事業）
- ② 新事業活動促進支援事業（うち農商工等連携対策支援事業）
- ③ 新事業活動・農商工連携等促進支援事業（うち農商工等連携対策支援事業）
- ④ 中小企業・小規模事業者連携促進支援事業（うち農商工等連携対策支援事業）
- ⑤ ふるさと名物応援事業（うち低未利用資源活用等農商工等連携支援事業）

エ 農商工等連携事業計画に係る支援等の実施状況

農商工等連携事業計画の認定要件の一部である経営指標の進捗状況については、現状では、農林水産省及び経済産業省のいずれにおいても、全ての農商工等連携事業者の経営指標の進捗状況を定期的に把握していない。

なお、中小機構地域本部において、毎年度協力の得られた代表者の総売上高指標について把握しているほか、中小機構地域本部を中心に、農商工等連携事業計画の案件形成に係る支援として相談対応及びブラッシュアップ支援が、認定後の支援としてフォローアップ支援が実施されている。

(7) 関係機関における経営指標の進捗状況の把握状況

農林水産省及び経済産業省は、平成 26 年度農林水産省調査及び平成 25 年度経済産業省調査において、後述カ(イ)のとおり、それぞれ経営指標の達成状況を把握している。しかし、これらの調査は、農商工等連携促進法附則第 3 条の規定(注 1)に基づき、法施行後 5 年のタイミングを捉えて実施されたものであり、定期的に全ての農商工等連携事業者の経営指標の進捗状況を把握しているものではない。また、農林水産省及び経済産業省は、農商工等連携促進法第 18 条第 1 項の規定(注 2)に基づく実施状況の報告を求めた実績はない。

なお、経営指標の進捗状況の把握については、中小機構地域本部において毎年度協力の得られた代表者の総売上高指標について把握しているものの、現状では、農林水産省、経済産業省及び中小機構のいずれにおいても、全ての農商工等連携事業者の経営指標の進捗状況を定期的に把握していない(注 3)。特に農商工等連携事業者の代表者の大半が中小企業者であることから、農林漁業者に係る現状の把握が十分に行われていないものと考えられる。

これについて、農林水産省及び経済産業省では、中小機構地域本部が把握している農商工等連携事業に係る代表者の新商品・新サービスの売上高が順調に推移することを確認することで、経営指標も連動し順調に推移するものと考えられるとしている。

しかし、実地調査した 19 連携体のうち直近 5 年間の農商工等連携事業の売上高及び利益の傾向について把握できた 18 連携体では、図表 4-(4)-⑤のとおり、72.2% (13/18 連携体) において、農業者及び中小企業者における直近 5 年間の農商工等連携事業の売上高若しくは利益又はその両方の傾向に違いがみられることを踏まえると、中小機構地域本部が把握している新商品・新サービスの売上高が順調に推移していることのみをもって、農商工等連携事業に取り組むそれぞれの事業者の経営指標の推移を評価することは、必ずしも適切ではないと考えられる。

(注 1) 農商工等連携促進法附則第 3 条では、「政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする」と規定されている。

(注 2) 農商工等連携促進法第 18 条第 1 項では、「主務大臣は、認定農商工等連携事業者に対し、当該認定農商工等連携事業計画の実施状況について報告を求めることができる」と規定されている。

(注 3) 農商工等連携事業者が、経済産業省所管の「ふるさと名物応援事業補助金(低未利用資源活用等農商工等連携支援事業)」又は農林水産省所管の「6次産業化ネットワーク活動交付金(整備事業の

うち事業者タイプ)」(いずれも平成 29 年度時点のもの。)の交付を受けている場合、それぞれの実施要領で報告することとされている「事業化状況報告書」又は「事業収益状況報告書」により、補助事業に係る収益額などが把握されている場合はある。

図表 4-(4)-⑤ 連携体における直近 5 年間の農商工等連携事業による売上高及び利益の推移の傾向

(単位：事業者、%)

連携体数	売上高		利益		売上高・利益	
	傾向一致	傾向不一致	傾向一致	傾向不一致	傾向一致	傾向不一致
18	8	10	8	10	5	13
(100)	(44.4)	(55.6)	(44.4)	(55.6)	(27.8)	(72.2)

(注)1 当省の調査結果に基づき作成した。

2 ()は、各区分の「連携体数」を 100 とした場合の割合を表す。

3 当省が実地調査した各事業者の直近 5 年の売上高及び利益の状況に係る回答について、以下の考え方で分類した傾向が連携体間で一致している場合を「傾向一致」、一致していない場合を「傾向不一致」としている。

<売上高>

直近 5 年の売上高の傾向が「増加傾向」(「大きく増加」又は「やや増加」と回答)、「あまり変わらない」(「あまり変化なし」と回答)及び「減少傾向」(「やや減少」又は「大きく減少」と回答)の 3 傾向。

<利益>

直近 5 年の利益発生傾向が「利益確保傾向」(「毎年利益がでている」又は「おおむね毎年利益がでている」と回答)及び「利益未確保傾向」(「利益がでない年の方が多い」又は「まだ利益がでた年はない」と回答)の 2 傾向。

なお、実地調査した地方農政局等からは、「農商工等連携事業の進捗状況については、経済産業局等や中小機構地域本部が把握しており、地方農政局等がこれに重複して農商工等連携事業の状況を把握する必要はない」、「農商工等連携事業のフォローアップに関する省内の事務処理規程がない」との意見が、また、経済産業局等からは、「現行制度上は、農商工等連携事業の進捗度や経営指標の達成状況を把握するための定期的な報告等を求める仕組みにはなっていない。今後、中小機構地域本部又は経済産業局等のいずれかが状況把握を行い、経営指標を達成できなかった原因等を分析して施策に反映させるような仕組みを構築することが望ましい」との意見が示されている。

(イ) 中小機構における支援の実施状況

a 相談対応

中小機構地域本部では、「相談対応」として、様々な機会を利用して中小企業者を中心に農商工等連携事業計画についての制度紹介を行い、農商工等連携事業に係る相談を受け付けるとともに新規案件の発掘に努めている。相談の受付後には、個々の相談案件の内容、性質等に応じ、中小機構地域本部において最適な専門家(注)を選定し、当該専門家が農林漁業者及び中小企業者双方に対してヒアリングを実施するなどにより、事業概要、事業性、連携が安定的か否か、財務等について確認し、ビジネスモデルの具体化等を図っている。

(注) 中小機構地域本部には、「新事業創出支援事業」(農商工等連携促進法に基づく農商工等連携事業計画のほか、i) 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成11年法律第18号)に基づく異分野連携新事業分野開拓計画及びii) 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(平成19年法律第39号)に基づく地域産業資源活用事業計画の取組に対する支援事業)において、これらに取り組む事業者に対する事業計画の作成支援、事業に係る助言・アドバイスなどの支援を行うため、卸・小売、製造業などの経営に係る専門家が配置されている。なお、専門家には、i) 事業者に対して農商工等連携事業計画の認定のための支援や事業が円滑に実施できるよう支援を実施する「地域活性化支援チーフアドバイザー」(以下「CAD」という。)及びプロジェクトマネージャー(以下「PM」という。)並びにii) フォローアップ支援の全体の取りまとめ及び各専門家(CAD及びPM)の統括を行う「統括プロジェクトマネージャー」(以下「統括PM」という。)がある。

b ブラッシュアップ支援(農商工等連携事業計画の作成支援)

中小機構地域本部では、「相談対応」の後、農商工等連携事業計画の認定に向け、相談者に対して、商品開発、市場調査等について専門家によるアドバイス等の支援を実施している。また、地方農政局等、経済産業局等などの関係機関間で形式的な認定要件が満たされているかについて検討・調整を行い、最終的な農商工等連携事業計画の認定に向けた支援を実施している。

c 農商工等連携事業計画の認定後のフォローアップ支援

中小機構地域本部では、四半期に1回、基本的に農商工等連携事業者のうち代表者に対して、専門家が農商工等連携事業の進捗状況や課題、新商品・新サービスの売上高等について、フォローアップ支援を通じて、これらの状況を把握(注1)している。また、農商工等連携事業が経営・事業全般に与える影響を確認するため、年度末に1回、農商工等連携事業者のうち協力の得られた代表者の全体の売上高、経常利益及び従業員数を把握している(注2)。

一方、i) 中小機構地域本部が、フォローアップ支援を通じて行う進捗状況の把握対象者は代表者のみであるが、代表者の属性は、平成30年10月現在で、中小企業者が93.3%、農林漁業者6.7%であること、ii) 平成26年度農林水産省調査の結果では、中小機構のサポートを活用した農林漁業者は10.1%(29/287事業者)(注3)となっていることから、農林漁業者が中小機構地域本部による進捗状況の把握対象者となることはほとんどないものと考えられる。

(注1) 電話やメールにより実施する場合もある。

(注2) 経営指標の進捗状況については、前述エ(7)のとおり、農商工等連携事業者のうち協力を得られた事業者における総売上高指標を把握するとどまっている。

(注3) 平成26年度農林水産省調査の結果に基づき、当省において、中小機構のサポートを活用した農林漁業者の割合及び総回答数から割り戻して算出したものである。

(ウ) 中小機構地域本部における独自のフォローアップ支援等の取組

実地調査した中小機構地域本部の中には、図表 4-(4)-⑥及び⑦のとおり、i) 地方農政局等の他の機関と連携してマッチング会を開催しているもの、ii) 支援の対象事業者の重点化などによるフォローアップ支援を実施するとともに、計画終了時に事業評価を行い、今後のフォローアップ支援業務にいかす仕組みを構築しているものなど、独自の支援等の取組を行っている例がみられた。

図表4-(4)-⑥ 他機関と連携してマッチング会を開催している例（中小機構近畿本部）

<p>中小機構近畿本部では、農林漁業者と中小企業者とのマッチングの機会を提供することを目的として、近畿農政局、近畿経済産業局及び農林中央金庫大阪支店と連携し、平成 28 年度に農商工連携事業マッチング会を主催している。</p> <p>同本部では、当該マッチング会における参加者の募集に当たって、i) 事前に行った農商工連携に関するアンケートにおいて出席の意思を示した食品加工事業者 10 者（いずれも中小企業者）についての事業内容、開発したい商品、必要な農産物等を掲載したチラシを作成し、ii) 近畿農政局、農林中央金庫大阪支店等の協力を得て、各種窓口に備え付けるなど広く広報を行った。その結果、当日は農業・漁業関係者 28 者が参加し、当該マッチング会を契機として、農商工等連携事業の事業計画の認定につながったものが 1 件（フォローアップ支援の段階）あるほか、ブラッシュアップ支援の段階のものが 1 件、相談の段階にあるものが 1 件あるとしている。（調査時点）</p> <p>また、当該マッチング会における実際の商談及び商品化件数等は把握されていないものの、事後アンケートでは、「今後、取引を希望する企業があったか」という質問に対して、食品加工事業者及び農林・漁業関係者がお互いに取引を希望した件数が 46 件あったとしている。</p>

(注) 当省の調査結果に基づき作成した。

図表 4-(4)-⑦ 支援の対象事業者の重点化などによるフォローアップ支援を実施するとともに、計画終了時に事業評価を行い、今後のフォローアップ支援業務にいかす仕組みを構築している例（中小機構四国本部）

区分	取組内容
認定期間中のフォローアップ支援	<p>中小機構四国本部では、農商工等連携事業者から相談があった場合や定期的な訪問時などの機会にフォローアップ支援を行うほか、機構側から積極的な支援を行うため、事業の進捗度や支援効果の度合い等により、以下のとおり重点支援対象案件を選定し、効果的なフォローアップ支援につなげている。</p> <p>① 販売達成額の把握 計画期間中の全ての農商工等連携事業者（代表者）を対象として、毎月 1 回、メールにより販売達成額(注)を把握する。 (注) 販売達成額：農商工等連携事業に係る新商品又は新サービスの売上高</p> <p>② 認定を受けた農商工等連携事業計画の進捗状況の把握 認定後、新商品の開発・試作段階までは全ての認定を受けた農商工等連携事業計画を対象として、原則、毎月 1 回、担当の専門家が代表者を訪問し、訪問の都度、四国本部担当課は、専門家の訪問結果報告を受け、計画の進捗状況を把握する。</p> <p>③ 重点支援対象案件の選定 上記②を踏まえ、商品の開発・試作段階を終えた案件について、四国本部担</p>

	<p>当課において、農商工等連携事業の進捗が遅れているものや支援効果の度合い等を総合的に判断し、「重点支援対象案件」を選定する。</p> <p>重点支援対象案件以外の案件については、上記②で行っていた毎月1回の訪問頻度を低くし、必要に応じて担当の専門家から進捗状況を把握する一方、重点支援対象案件については、引き続き、原則、毎月1回、専門家が代表者を訪問し、農商工等連携事業計画の進捗状況を把握する。</p> <p>④ 重点支援対象案件への支援</p> <p>重点支援対象案件については、個別案件ごとにCADがフォローアップ支援計画書を作成し、四国本部内で年3回（年度当初、中間、年度末）開催しているフォローアップ支援検討会議において、四国本部担当課職員及び専門家全員（統括PM、PM及びCAD）により、農商工等連携事業計画の進捗度や事業者が有する課題等についての検討や意見交換を行い、具体的な支援方針を決定している。</p>
<p>認定計画期間終了後の事業評価</p>	<p>四国本部では、農商工等連携事業計画の期間が終了した段階での事業評価の必要性があるとの判断により、平成25年度から計画期間が終了した案件ごとに「認定事業終了評価シート」（独自様式）を作成し、支援内容や支援効果、農商工等連携事業に係る販売達成額等を把握している。</p> <p>また、把握した情報に基づき、四国本部担当課職員、統括PM、PM及びCADの全員が参加する集合会議（毎月2回）において、原因分析や意見交換を行い、計画期間中の案件に対する今後のフォローアップ支援業務にいかしている。</p>

(注) 当省の調査結果に基づき作成した。

(I) 中小機構、農林水産省及び経済産業省における情報共有の状況

中小機構は、把握した農商工等連携事業者のうち代表者の農商工等連携事業の進捗状況や課題、新商品・新サービスの売上高等の情報について、経済産業省と共有している。一方、当該情報は農林水産省には共有されていない。

これについて、実地調査した8地方農政局等のうち1機関からは、図表4-(4)-⑧のとおり、農商工等連携事業計画の認定後の農商工等連携事業に取り組む農林漁業者に関し、農商工等連携事業計画に取り組む農林漁業者に対する十分な支援を実施できているかどうかも含めて情報が不足しているという意見が示されている。

図表4-(4)-⑧ 中小機構からの情報提供に関する地方農政局の意見

農商工等連携事業計画の認定に当たっては、中小機構のほか、地方農政局、経済産業局及び都道府県による4者会議において、情報共有している。

しかし、農商工等連携事業計画の認定後の進捗状況については、一部を除き(注)、農商工等連携事業者が地方農政局に報告書を提出する仕組みとなっておらず、中小機構からフォローアップ支援で把握した情報の提供もなく把握できていない。そのため、農商工等連携事業計画に取り組む農林漁業者に対する十分な支援を実施できているかどうかも含めて情報が不足している。

(注) 農商工等連携事業者が「6次産業化ネットワーク活動交付金（整備事業のうち事業者タイプ）」（平成29年度時点のもの。）の交付を受けている場合には、毎年9月に提出される交付金の実施状況報告書により、代表者の付加価値額指標、売上高、直面している課題等については把握可能としている。

(注) 当省の調査結果に基づき作成した。

(オ) 中小機構と都道府県における情報共有の状況

実地調査した都道府県農業関係部局及び都道府県 SC における中小機構との情報共有の状況をみると、中小機構地域本部との情報共有を行っているのは、都道府県農業関係部局では 72.0% (18/25 都道府県)、都道府県 SC では 64.0% (16/25 都道府県) となっている。

なお、実地調査した中小機構地域本部からは、図表 4-(4)-⑨のとおり、都道府県 SC など農業関係機関等との連携強化が必要である等との意見が示されている。

図表 4-(4)-⑨ 都道府県 SC などの農業関係機関等との連携が課題とする中小機構地域本部の意見

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○ 新商品開発に必要な農産物が生産できる農業者がどこに、どれだけいるのかなどの農業者のポテンシャルに係る情報が不足しており、農業者の顔をよく知り、生産活動の実像を把握している機関との連携の強化が必要である。○ 今後は、中小機構地域本部が単独で中小企業者へのマッチング支援を行うことは難しいと認識しており、農林漁業者の情報を持つ都道府県 SC などの農業関係機関等との連携強化が必要である。 |
|---|

(注) 当省の調査結果に基づき作成した。

オ 個々の農商工等連携事業者の取組状況等

(ア) 農業者と中小企業者との取引、連携等の状況

a 農商工等連携事業に係る農産物の取引状況

実地調査した 19 連携体では、共同申請者である農業者が 12 事業者みられた。この 12 事業者のうち 9 事業者において、農産物が農商工等連携事業計画の想定どおりの量若しくは価格又はその両方で取引されていないとしている。その理由 (注) についてみると、i) 天候不順・災害等に起因する農産物の生産量の減少や品質低下によるものとする事業者が 6 事業者いる一方、ii) 中小企業者の都合により取引価格が低下、又は取引量が減少しているとする事業者が 3 事業者、iii) 中小企業者が他の供給者からも原材料を仕入れているため、取引量の減少や他の供給者との競合による取引価格の低下を招いているとする事業者が 1 事業者おり、中小企業者の都合によるものとする事業者もみられた。

(注) 複数の回答を述べている場合がある。

b 連携する中小企業者との打合せの実施状況等

実地調査した19連携体のうち、共同申請者である農業者12事業者における連携する中小企業者との打合せの実施状況をみると、6事業者で農商工等連携事業に係る連携先の中小企業者との打合せは行っていないとしている。このうち3事業者では、i) 農商工等連携事業の進捗状況、事業実施上の課題、今後の方向性等について、対応策を検討し、認識共有を図るため、ii) 農商工等連携事業を行っていく上での信頼関係の維持・強化を図るため等の理由により中小企業者との打合せを希望している。

また、共同申請者である農業者12事業者のうち10事業者では、i) 農商工等連携事業の進捗状況、事業実施上の課題、今後の方向性等について、一緒に対応策を検討し、助言・アドバイスを受けることができる、ii) 第三者的な立場の者がいた方が、中小企業者及び農業者の2者のみでの打合せ等よりも課題の解決のために役立つ等の理由により連携先の中小企業者と他の専門機関等との3者以上の打合せ等を行うことが望ましいとしている。

なお、連携先の中小企業者との打合せ等に参加してほしい専門機関等として希望が多い順にみると、図表4-(4)-⑩のとおり、i) 中小機構（中小機構に配置される専門家）、ii) 都道府県SC（プランナー）、iii) 都道府県（普及指導センター等農業関係機関等）となっている。

図表 4-(4)-⑩ 農商工等連携事業の共同申請者である農業者における連携先の中小企業者との打合せ等に参加してほしい専門機関等

(単位:事業者数、%)

打合せに参加してほしい専門機関等	総数	割合
	10	100
中小機構（中小機構に配置される専門家）	6	60.0
経済産業局	2	20.0
地方農政局	1	10.0
都道府県（普及指導センター等農業関係機関等）	5	50.0
都道府県SC（プランナー）	6	60.0
都道府県・政令市の中小企業支援センター	3	30.0

(注)1 当省の調査結果に基づき作成した。

2 複数の回答を述べている場合があるため、各機関の内訳の「総数」とは一致しない。

(イ) 農商工等連携事業の今後の方向性等

当省のアンケート調査結果（農商工等連携事業に取り組む農業者に対し実施）によると、農商工等連携事業に取り組む農業者における、今後の農商工等連携事業の方向性等について、図表 4-(4)-⑪のとおり、「現状の規模を維持」とした事業者の割合が 37.6%（89/237 事業者）と最も多く、次いで「縮小・撤退・連携解消」としている事業者が 24.1%（57/237 事業者）となっている。

図表4-(4)-⑪ 農商工等連携事業の今後の方向性

(単位：事業者、%)

総数	拡大していく方向	拡大していく方向だが実現が困難な状況	現状の規模を維持	縮小・撤退・連携解消	無回答
237	48	34	89	57	9
(100)	(20.3)	(14.3)	(37.6)	(24.1)	(3.8)

(注)1 当省のアンケート調査結果に基づき作成した。

2 ()は、「総数」を100とした場合の割合を表す。

3 本表では、「拡大していく方向」及び「拡大していく方向だが実現が困難な状況」に分けて集計している。

また、「縮小・撤退・連携解消」の理由についてみると、図表 4-(4)-⑫のとおり、理由を回答している 47 事業者中 21 事業者（44.7%）において、連携先である中小企業者との関係などの問題(注)によるものとしている。

(注) 「連携先との関係性悪化」、「連携先の倒産」など、連携先との関係による問題により、今後の農商工等連携事業の方向性が「縮小・撤退・連携解消」とするもの。

図表 4-(4)-⑫ 今後の農商工等連携事業の方向性が「縮小・撤退・連携解消」である理由（自由記述）

(単位：事業者、%)

総数	連携先との関係などの問題	事業の問題(販路・販売)	経費の問題	原料供給の問題	自社の問題(組織・後継者)	計画終了のため
47	21	19	6	6	5	1
(100)	(44.7)	(40.4)	(12.8)	(12.8)	(10.6)	(2.1)

(注)1 当省のアンケート調査結果（自由記述）に基づき作成した。

2 ()は、各区分の「総数」を100とした場合の割合を表す。

3 自由記述であり、回答によっては複数の理由が挙げられているため、各撤退理由の合計は「総数」と一致しない。

実地調査した 19 連携体においても、図表 4-(4)-⑬のとおり、連携先との信頼関係に疑問を持ち、今後連携を解消する予定であるとする農業者がみられる一方、i) 連携先の中小企業者と定期的に情報交換等を行うなど、良好な関係を築いた上で農商工等連携事業を実施しているとする農業者や、ii) 中小機構等による連携先の農業者との意思疎通のサポートを得つつ、農業者と良好な関係を維持しつつ事業を実施しているとする中小企業者もみられた。

図表4-(4)-⑬ 農商工等連携事業者における連携先との関係

<p>【連携先との信頼関係に疑問を持っており、連携を解消する予定であるとしている例】</p> <p>農商工等連携事業に取り組む農業者Aは、農商工等連携事業計画において、5年目である平成29年度は、5haの生産を目標としていたが、中小企業者からは、年間発注量が毎年4haと変わらない。しかし、当該農業者が中小企業者側から聞くところでは、事業による商品の生産量は年々伸びているとのことであり、他のファームからの仕入量が増加しているのではないかと推察され、信頼関係に疑問を持っている。このため、連携を解消する予定である。</p>
<p>【連携先の中小企業者と定期的な意見交換などを行い、良好な関係を築きながら順調に農商工等連携事業を進めている例】</p> <p>農商工等連携事業に取り組む農業者Bは、連携先である中小企業者と週2回の頻度で意見交換等を重ねながら、農商工等連携事業計画を作成した。また、計画の認定後も、商品の販売状況等の情報交換をしながら事業に取り組んでいる。また、連携先の農業の活性化を通じて地域の活性化を図っていこうとする考え方に共感している。</p>
<p>【中小機構等が連携先の農業者との意思疎通をサポートすることにより、良好な関係のまま事業を実施している例】</p> <p>農商工等連携事業に取り組む中小企業者Cは、農商工等連携事業を進めていく中で、商品の販売価格の考え方に違いがあった際、経済産業局等と中小機構地域本部に仲介してもらい、価格調整を行うことができた。また、新商品の開発時や商品の改良時においても、連携先との意思疎通が十分に図れるよう、中小機構地域本部にサポートしてもらったことにより、連携先と良好な関係を築けている。</p>

(注) 当省の調査結果に基づき作成した。

カ 農商工等連携事業に取り組む農業者における経営指標の達成状況

当省のアンケート調査結果、平成26年度農林水産省調査及び平成25年度経済産業省調査により、農商工等連携事業に取り組む農林漁業者における経営指標の達成状況をみると、以下のとおりである。

(7) 当省のアンケート調査結果

当省のアンケート調査結果により、計画期間が終了した農商工等連携事業に取り組む農業者(39事業者(注))における経営指標の達成状況についてみると、図表4-(4)-⑭のとおり、i) 総売上高指標を達成している事業者は15.4%(6/39事業者)、ii) 付加価値額指標を達成している事業者は、17.9%(7/39事業者)、i) 及びii) のいずれも達成している事業者は15.4%(6/39事業者)となっている。

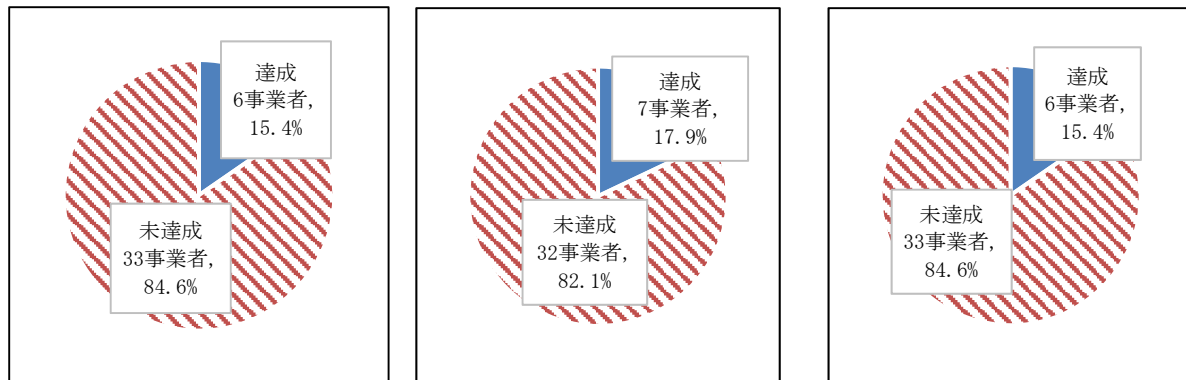
(注) 農商工等連携事業に取り組む農業者237事業者のうち、i) 農商工等連携事業計画の実施状況の設問に対して、「計画期間を終了している」と回答し、ii) 農商工等連携事業計画の目標の達成状況の設問である付加価値額及び売上高の目標について、「目標は、達成できている」又は「目標は、達成できていない」と回答した39事業者である。

図表 4-(4)-⑭ 当省のアンケート調査結果における経営指標の達成状況

i) 総売上高指標

ii) 付加価値額指標

iii) i) 及び ii)



(注)1 当省のアンケート調査結果に基づき作成した。

2 割合は、39 事業者に占める割合を表す。

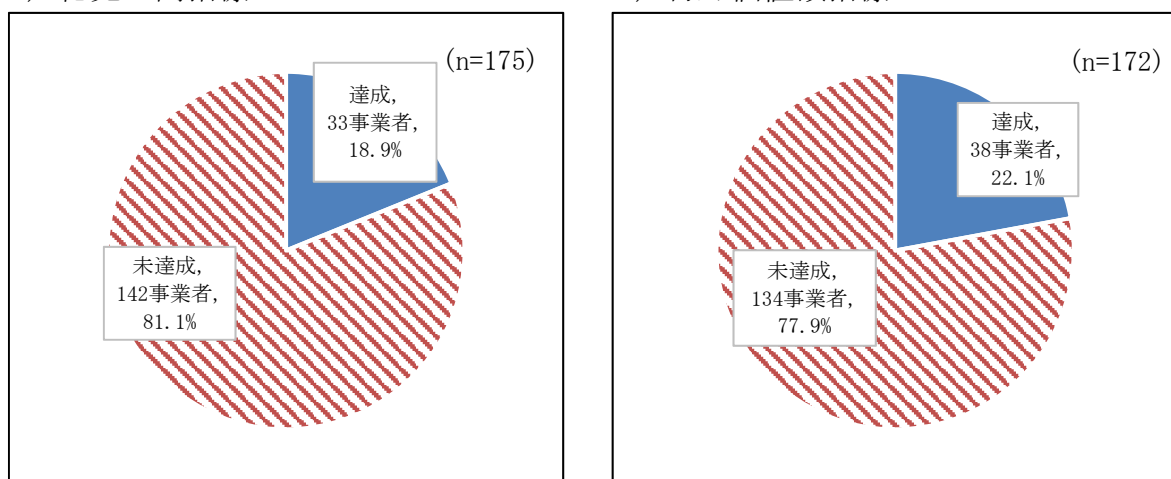
(イ) 農林水産省及び経済産業省における調査結果

平成 26 年度農林水産省調査では、図表 4-(4)-⑭のとおり、農商工等連携事業に取り組む農林漁業者のうち i) 総売上高指標を達成している事業者は 18.9% (33/175 事業者)、ii) 付加価値額指標を達成している事業者は、22.1% (38/172 事業者) となっている。また、平成 25 年度経済産業省調査では、図表 4-(4)-⑯のとおり、農商工等連携事業に取り組む農林漁業者のうち i) 総売上高指標を達成している事業者は 17.8% (40/225 事業者)、ii) 付加価値額指標を達成している事業者は、18.3% (40/218 事業者) であり、当省のアンケート調査結果の傾向とおおむね符合する。

図表 4-(4)-⑮ 平成 26 年度農林水産省調査における経営指標の達成状況

i) 総売上高指標

ii) 付加価値額指標



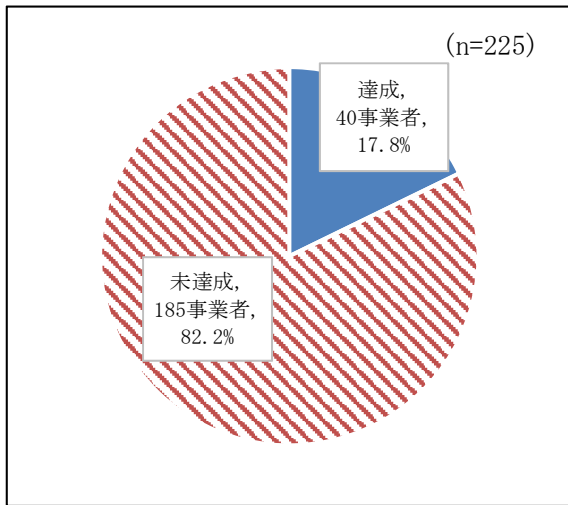
(注)1 平成 26 年度農林水産省調査の結果に基づき、当省が作成した。

2 事業者数は、平成 26 年度農林水産省調査の結果に基づき、当省において、総回答数から割り戻して算出したもの。

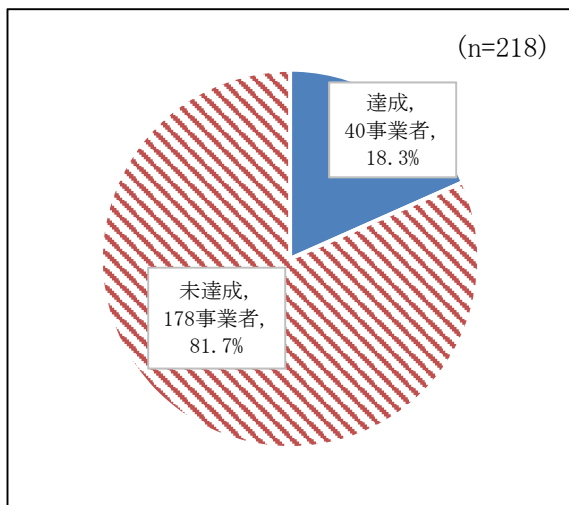
3 割合は、それぞれの有効回答数に占める割合を表す。

図表 4-(4)-⑯ 平成 25 年度経済産業省調査における経営指標の達成状況

i) 総売上高指標



ii) 付加価値額指標



(注)1 平成 25 年度経済産業省調査に基づき、当省が作成した。

2 事業者数は、平成 25 年度経済産業省調査の結果に基づき、当省において、総回答数から割り戻して算出したもの。

3 割合は、それぞれの有効回答数に占める割合を表す。